

資料-3

熊野大花火大会交通円滑化協議会

～平成29年に向けた改善（案）～

平成28年12月27日（火）

～ 目 次 ～

1. 熊野尾鷲道路の通行規制
2. ツアーバス来場者
3. 自家用車での来場者
4. 会場周辺の円滑化対策
5. アクセス道路の円滑化対策
6. わかりやすい交通規制図の提供

(1) 通行対象車両の拡大

- 熊野尾鷲道路下り（和歌山方面）の通行対象車両は、バスに加えタクシー・身体障がい者等乗車車両まで拡大し、一定数の利用を確認。
- 新たな需要の掘り起こしや利用拡大を図るため、タクシー利用の更なる周知を行う。
- 公平性の観点から、対象車両を知的・精神障害者を含む障害者全体に拡大することを検討。

<通行対象車両の通行状況>

・バス



・タクシー



<障害者の区分>

障害者基本法(S45.5.20、法律八十四号)

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

種類	交付手帳	法律等
身体障害	身体障害者手帳	身体障害者福祉法 (S24.12.26、法律第283号)
知的障害	療育手帳	「療育手帳制度について」 (S48.9.27、厚生事務次官通知)
精神障害	精神障害保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (S25.5.1、法律第123号)

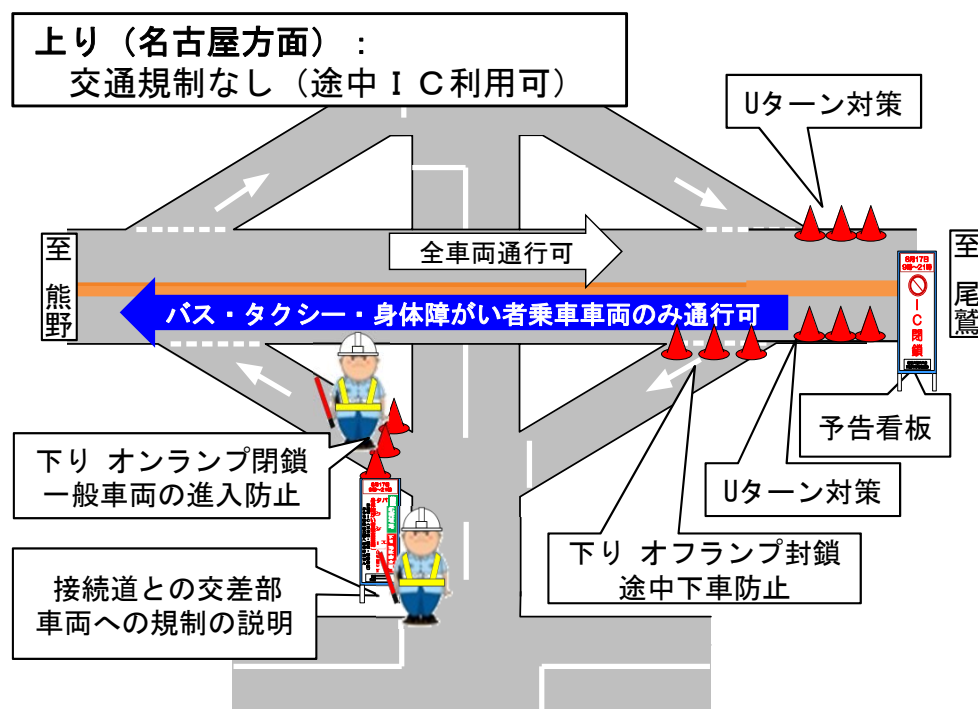
※熊野市の身体障がい者駐車場との整合が必要。

※警察署長権限で規制を実施するため、正式な決定はH29年度とする。

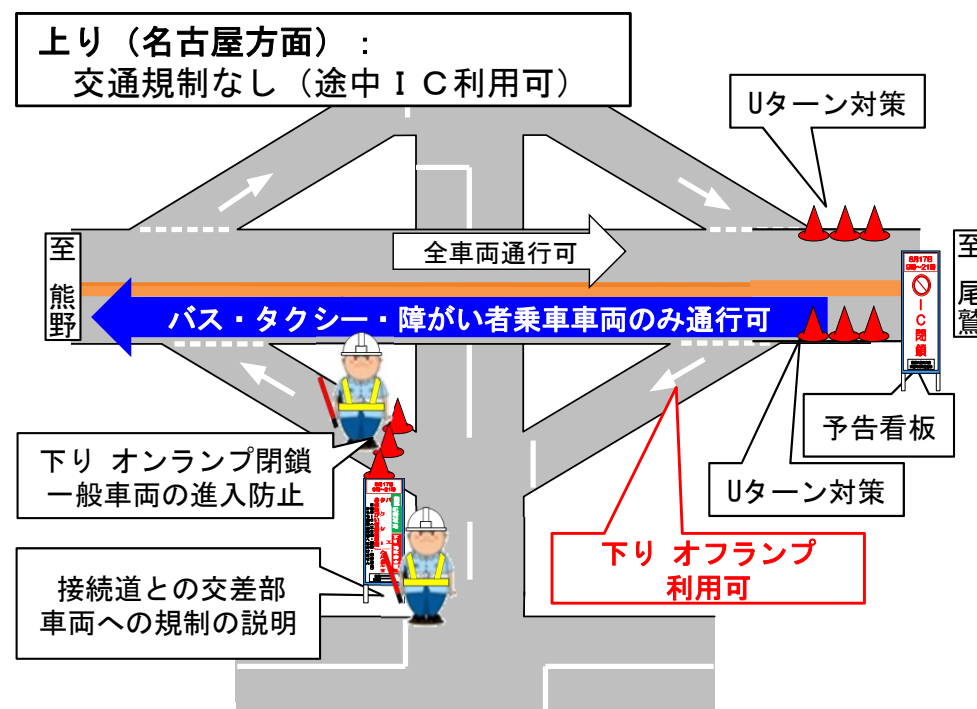
(2) 下り（和歌山方面）の途中 I C オフランプ利用可

- H28年の花火大会では、本線上でのUターン車両は発生せず、安全な利用を確認。
- 交通実態を勘案し、下り（和歌山方面）の途中 I C オフランプを利用可能とする運用を検討。

<H28年の規制方法>



<H29年の規制方法(案)>

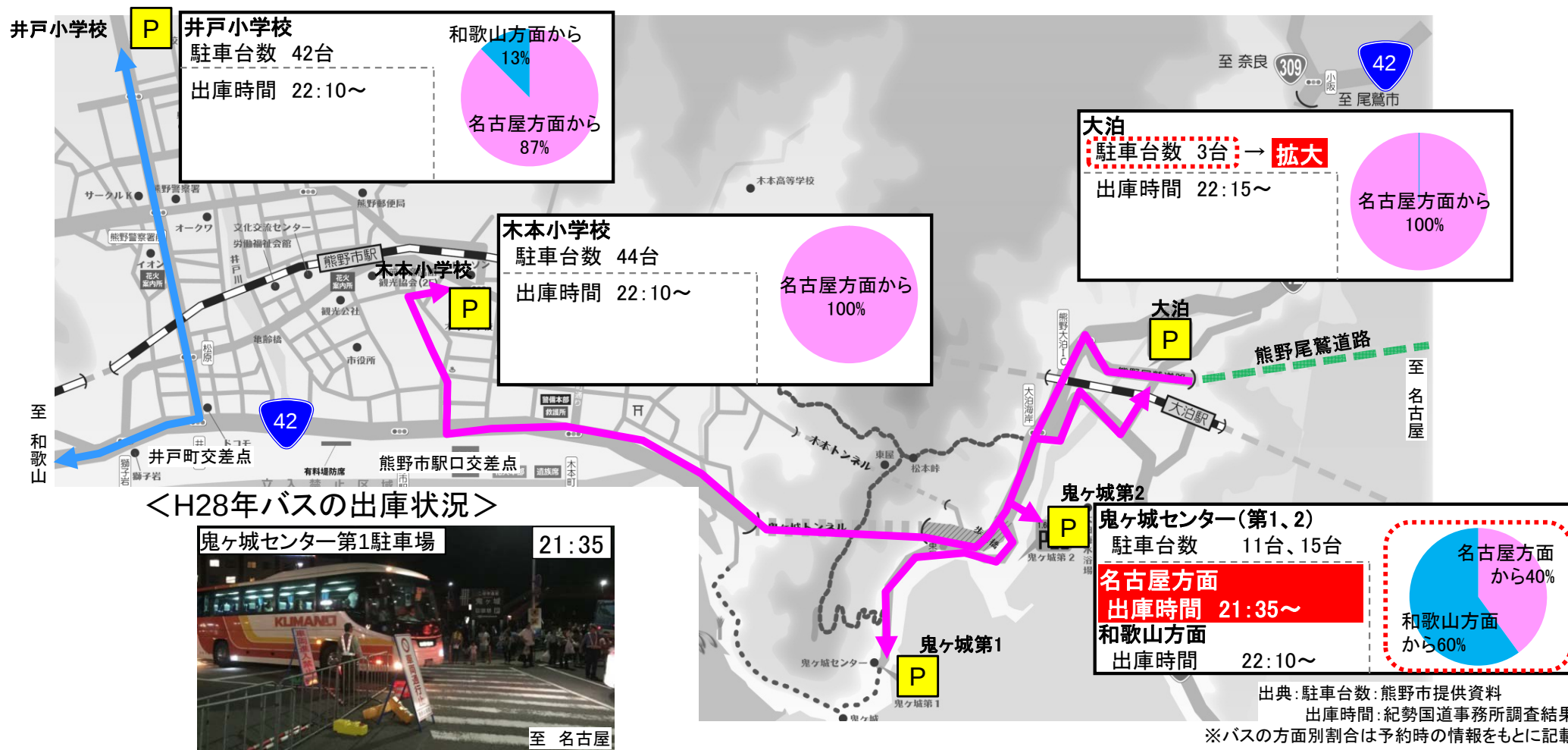


2 ツアーバス来場者

(1) ツアーバスの方面別駐車場の徹底

- 名古屋方面から来場するツアーバスの大泊駐車場の利用促進、鬼ヶ城センター駐車場の分担率の適正化により、井戸小学校駐車場の名古屋方面からの利用割合を軽減。
- 駐車場からの出発可能時刻等のメリットを早めにツアーバス会社等に周知。

<H28年方面別駐車及び出庫時刻の状況>



(2) ツアーバス停留所の設置

- 鬼ヶ城センター・大泊駐車場から花火大会会場までは徒歩での移動となり、利便性が課題。
- ツアーバス利用者の行きの降車場所として、熊野市駅付近に停留所を設置することを検討。
- 徒歩での移動距離を短くすることにより、名古屋方面から来場するツアーバスの鬼ヶ城センター・大泊駐車場の利用を促進。

■ 鬼ヶ城センター・大泊駐車場からの移動経路とツアーバス停留所(案)



■ 大泊方面からのツアーバス利用者の移動状況



■ 路線バス停留所「松原」付近



■ シャトルバス降車場所



休憩所の増設や翌朝までの開放・テントサイト駐車場の設置

- 新たな休憩所の設置や既存休憩所スペースの増設を検討。
- 帰宅交通の集中による渋滞の緩和を目的として、翌朝までの休憩所の開放、テントサイト駐車場（事前予約制）の設置を検討。

<休憩所の開放>

熊野市民会館



<翌朝までの休憩所・テントサイト駐車場の設置候補箇所>



<テントサイト駐車場の設置>

大曲の花火における設置事例



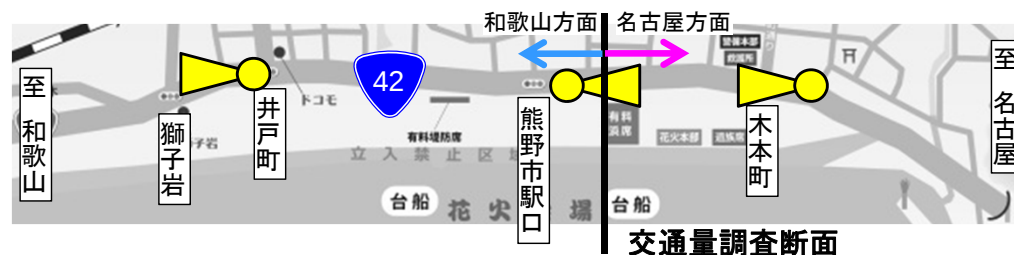
出典:大曲の花火ポータルサイト(秋田県大仙市HP)

※休憩所に必要な設備として、照明、トイレ、水道等が考えられる。

(1) 国道42号の交通規制時間の短縮

- 花火大会終了後の国道42号の交通規制時間の短縮を検討。
→熊野市駅口付近では21：40までに約95%の歩行者が横断していることから、交通規制時間は現状の60分から40分程度までに短縮することが可能。

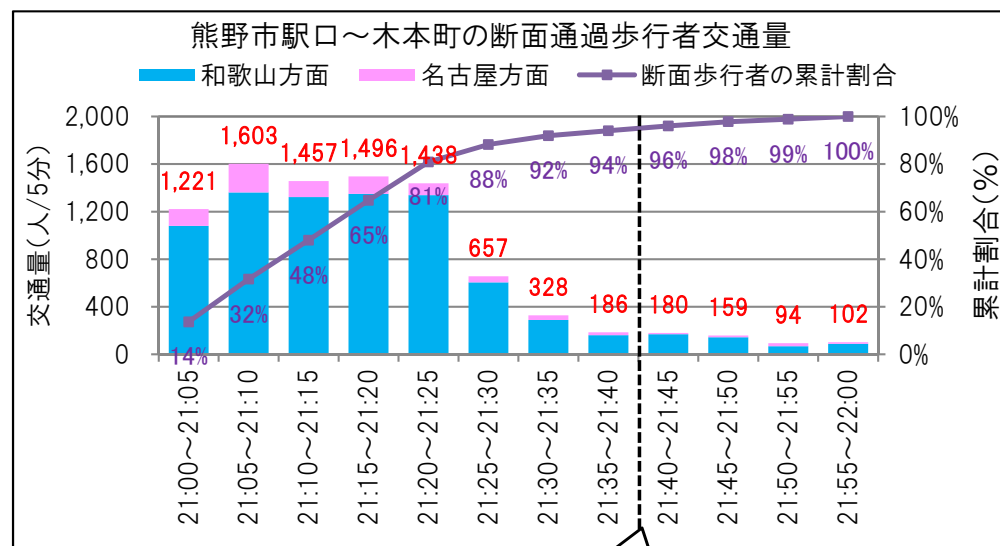
<木本町～熊野市駅口交差点周辺>



<井戸町交差点周辺>



<木本町交差点周辺>



出典：紀勢国道事務所調査結果

95%の歩行者が横断

4 会場周辺の円滑化対策

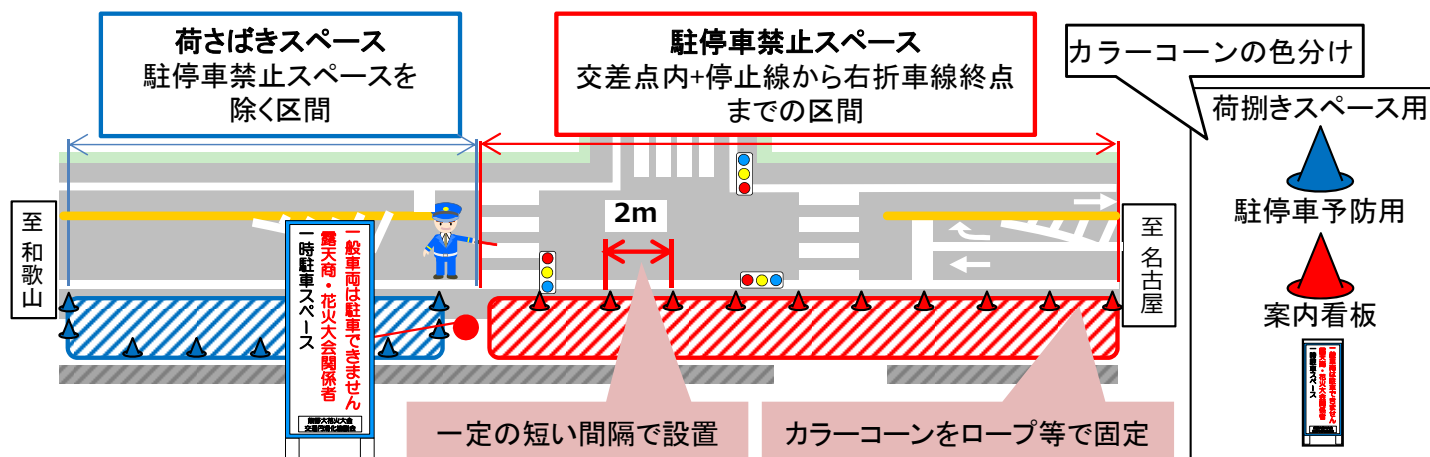
(2) 露天商の違法駐停車対策

- 露天商の違法な駐停車、頻繁な道路横断による通行障害を防止するため取締りやパトロールを強化。
- 運用ルールの徹底と荷さばきスペースの更なる明確化を実施。
- 花火大会終了後は、国道42号下り（和歌山方面）側を駐停車スペースとして明確化することを検討。

<花火大会開始前の露天商の駐停車>



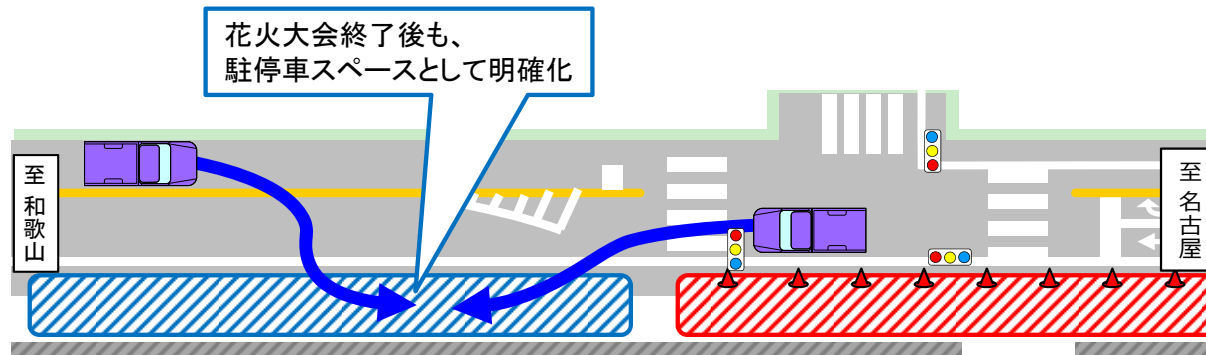
<花火大会開始前の荷さばきスペース>



<花火大会終了後の露天商の駐停車>

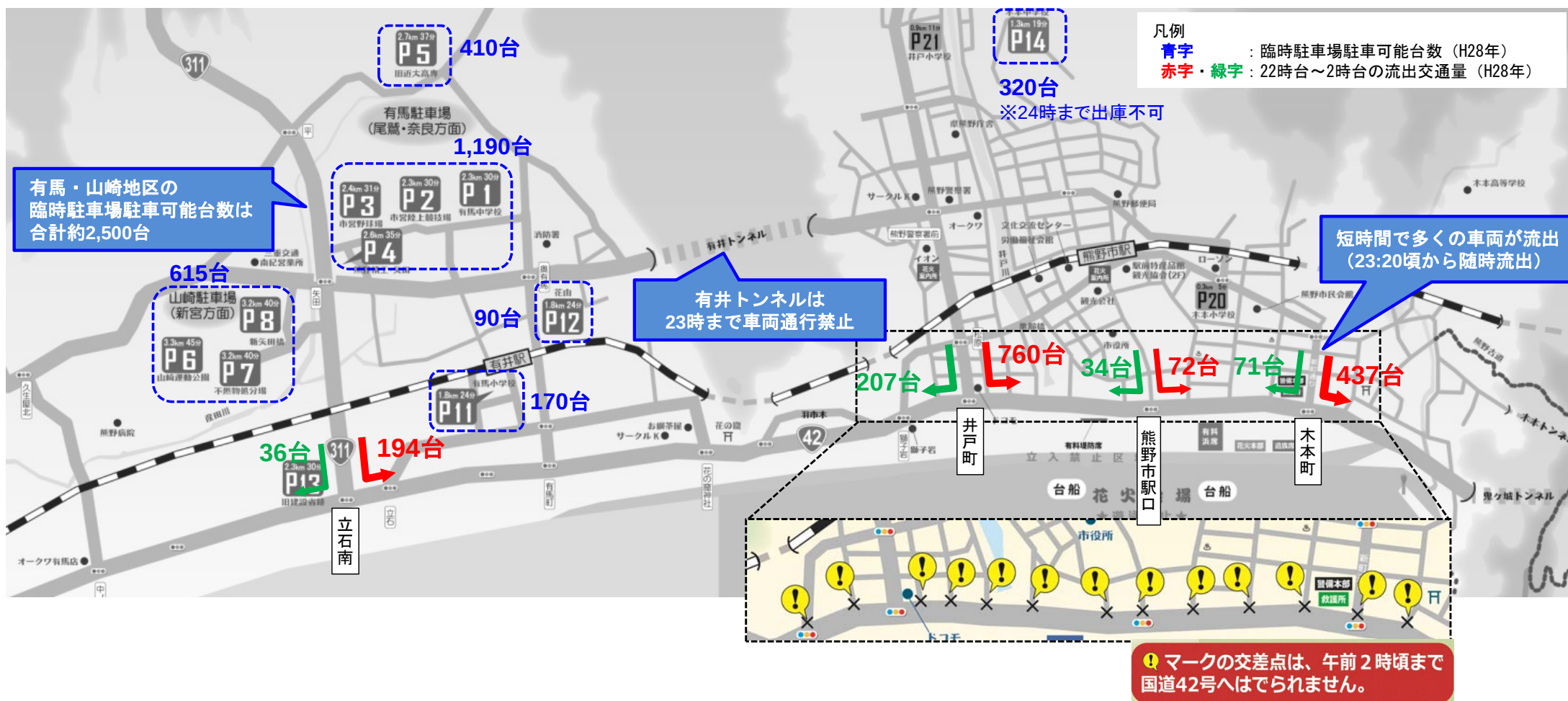


<花火大会終了後の駐停車スペース>



(3) 花火大会終了後の会場周辺の交通規制方法等の見直し

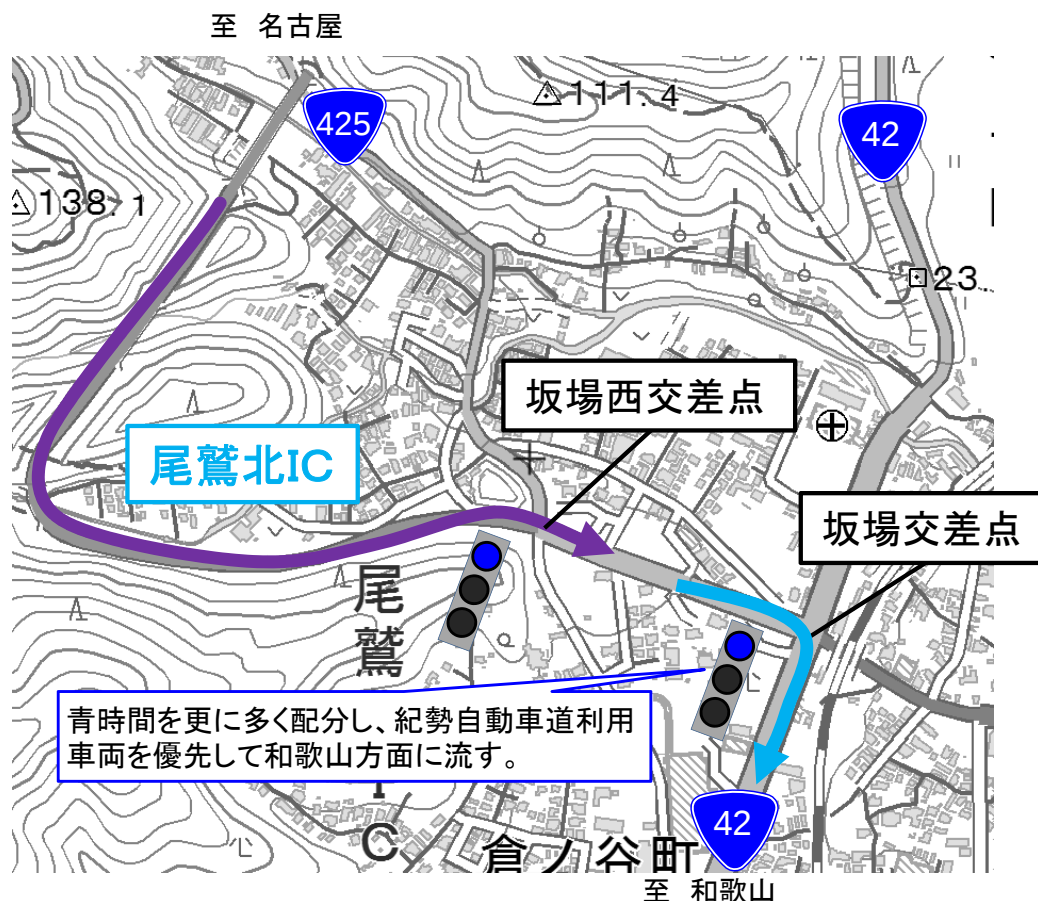
- 花火大会終了後の名古屋方面へ向かう流出交通は、井戸町交差点および木本町交差点に集中。
- 会場周辺は、井戸町交差点を除いて午前2時頃まで国道42号へ流出させないこととしているが、H28年実績では、木本町交差点で23:20頃から流出開始。
- 花火大会終了後の会場周辺の交通規制方法等についての見直しを検討。



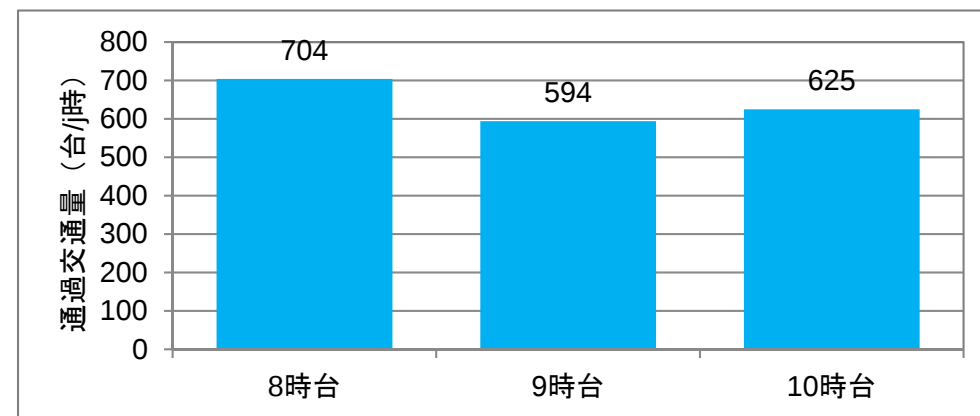
5 アクセス道路の円滑化対策

(1) 坂場・坂場西交差点の信号現示調整

- 坂場交差点および坂場西交差点で、和歌山方面へ交通を円滑に流すため、更に青時間を多く配分することを検討。
- 渋滞が発生する前より早い時間帯からの信号現示調整を検討。

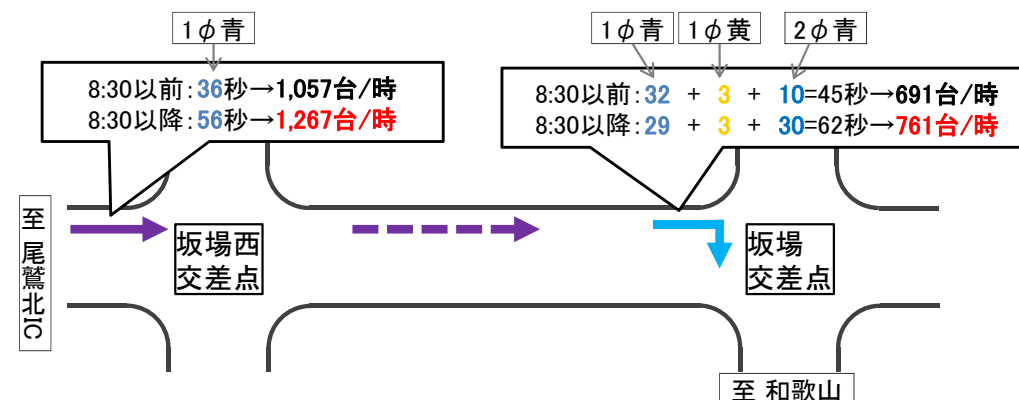


<尾鷲北IC出口の通過交通量>



※8時台より前のデータは未調査

<花火大会当日の信号現示>

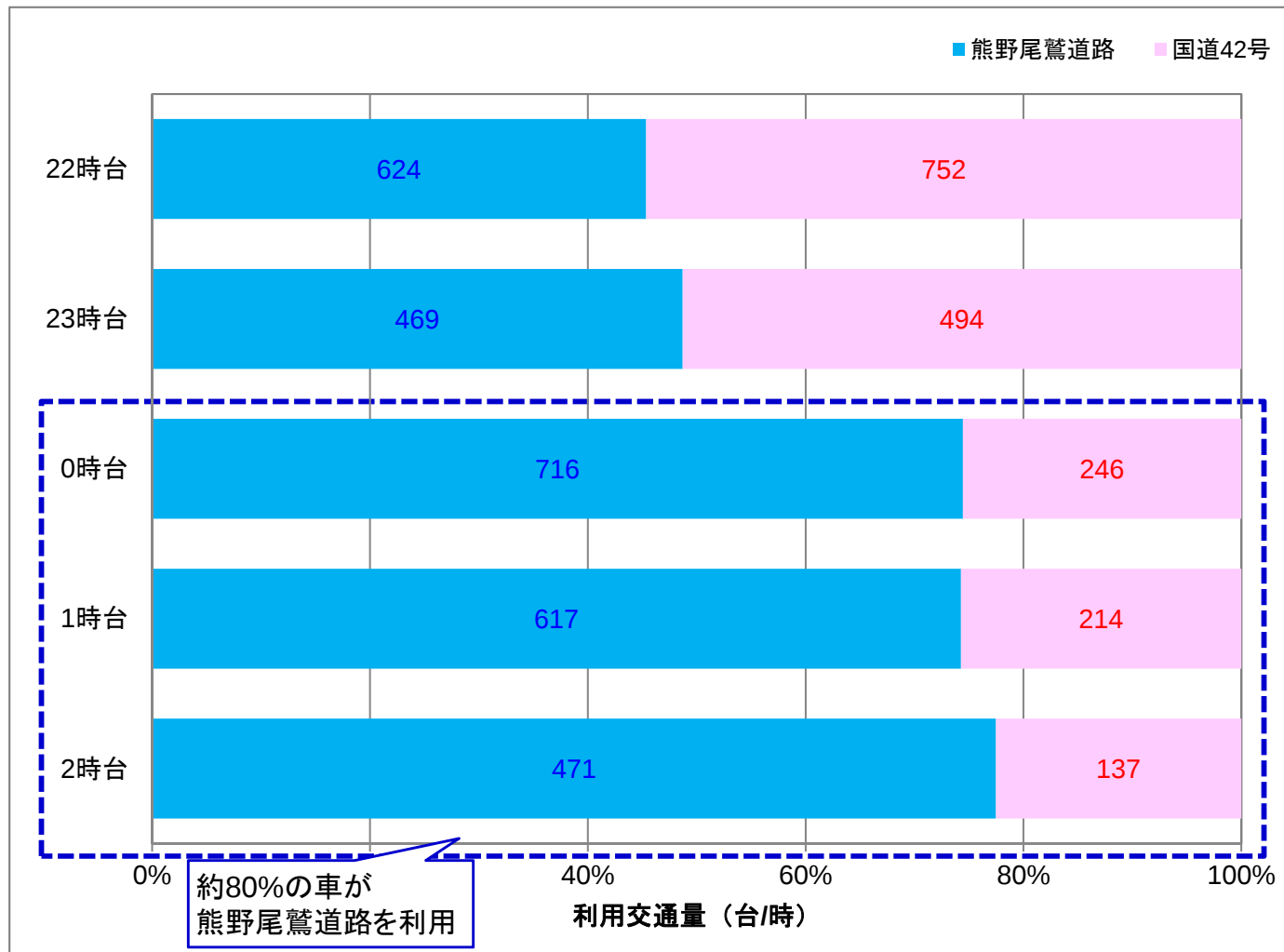


5 アクセス道路の円滑化対策

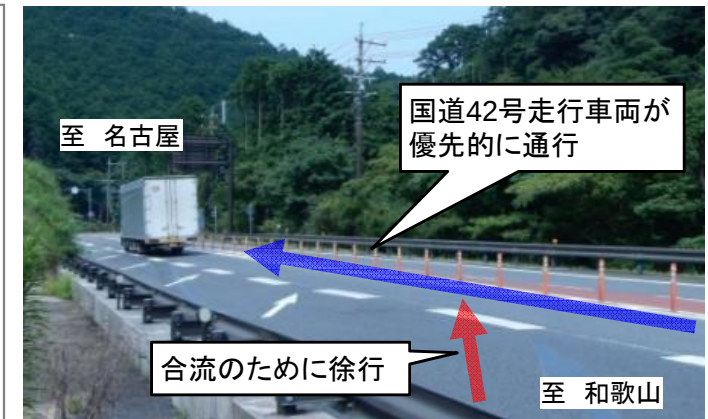
(2) 尾鷲南IC入口交差点信号制御方法の変更

- 尾鷲南IC入口交差点の信号制御を定周期式等により調整し、上り（名古屋方面）の熊野尾鷲道路と国道42号の利用交通量割合に応じて、青時間の配分を検討。

<熊野尾鷲道路と国道42号上り(名古屋方面)の利用交通量の割合>



<尾鷲南IC入口交差点での通行方法と信号制御>



<信号現示の青時間の配分のイメージ>



4 わかりやすい交通規制図の提供

- 交通規制図は交通規制内容の他にも、臨時駐車場案内、トイレや休憩所などの多様な情報を記載。
- 利用者にわかりやすい交通規制図とするため、記載情報量の制限、規制種別・時間の整理を検討。
 (例1) 交通規制図は交通規制と臨時駐車場に関する情報のみとし、その他は観光案内面に記載。
 (例2) 交通規制予定時間を極力統一することを検討。※交通管理者と要協議

<H28年の交通規制図面>

色別	規制種別	規制予定時間
赤	車両通行禁止 臨時バスタクシー・二輪・許可車を除く	12:00～24:00
赤	駐車禁止	終日
赤	歩行者専用道路	12:00～24:00
緑	車両通行禁止 上り(全車)・下り(バス・タクシー・身体障がい者車両)を除く	9:00～21:00
オレンジ	車両通行禁止	21:00～23:00
グレー	車両通行禁止	20:30～ 横断終了まで
グレー	車両通行禁止	20:30～22:30
グレー	車両通行禁止	20:30～24:00
グレー	車両通行禁止	6:00～22:00
グレー	バス優先レーン	シャトルバス運行終了まで
グレー	駐車禁止	終日
グレー	一方通行	
赤	指定方向外通行禁止	12:00～24:00
X	車両通行止	12:00～24:00
X	車両通行止	20:30～24:00
X	車両通行止	21:00～23:00

規制予定時間の種別が多く、
多様な色別となっている。



<H28年の観光案内面>



トイレや休憩所等は、
観光案内面にも記載